

令和4年度 三島市立中郷小学校いじめ防止等のための基本的な方針

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめ問題に対する認識

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」であり、起きた場所は学校の内外を問わず、判断は、「いじめを受けた児童の立場」に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、「どの学校」にも「どの児童」にも、起こり得ることを踏まえ、家庭・地域・学校が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、常日頃から保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、中郷小学校の全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ①いかなる場合であっても行動や言葉、態度等の「暴力」を否定する。
- ②いじめは、「いかなる理由があろうともいじめた方が悪い」そのうえで、被害者の立場を尊重し、問題解決に向けて誠意をもって取り組む。
- ③いじめは「人権侵害」であり、人として決して許される行為ではない。
- ④いじめは、「どの学年、学級、どの児童にも起こり得るもの」である。
- ⑤いじめは、大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ⑥いじめに当たるかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。
- ⑦いじめは、その行為の様態により「犯罪行為」として取り扱う。
- ⑧苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その児童や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。
- ⑨いじめは、家庭、地域、学校など児童を取り巻くすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめの区分けとその対処

ア 一般的な暴力

いじめがエスカレートして、「殴る、蹴る、脅す」など、周りにいる者の目にも異様に映る行為が発生した場合は、「一般的な暴力」に相当する。

これは、暴行罪、傷害罪、恐喝罪など、法律によって禁じられている行為に当たるため、いかなる場合であっても、警察等と連携して速やかに対処する。

イ 暴力を伴ういじめ

「暴力を伴ういじめ」とは、「軽く小突く、殴るまねをする、殴るぞと口にする、遊びと称してプロレス技をかける、行く手にふさがる、靴などの持ち物を隠す、持ち

物に落書きをする」などである。

これは相手に不安や恐怖感、不快感を与える物理的な力行使する行為で、乱暴な児童によって行われることが多い。この場合、被害者の心理的苦痛は計り知れないの

で、速やかに対処する。

ウ 暴力を伴わぬいじめ

「暴力を伴わぬいじめ」とは、「悪口、冷やかし、からかい、噂を広める、仲間外し、無視」などである。また、新型コロナウィルス感染症に関する「誹謗、中傷」も人権侵害の観点から含むものとする。

これは、日常に起きるいじめであるが、被害者の心理的苦痛は個々によって違うので、相応に対処する。

ただし、これらのいじめを、「特定の児童に対して執拗に繰り返す、長期にわたつて繰り返す、集団で行う」などの行為が発生した場合は、被害者に心理的苦痛が蓄積され、深刻ないじめに発展する可能性があるので、先を見通して対処する。

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1) いじめ問題に取り組むための組織

ア 「いじめ防止対策委員会」

(ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、5月と10月と3月の年3回開催する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含め、臨時委員会を開催する。

(イ) 下記に取り組む

- ・ いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ・ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援
- ・ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ・ 専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・ 三島市教育委員会の判断による、重大事態の調査
- ・ その他いじめ防止に関わること

イ 「生徒指導部会」

・ 校務分掌の生徒指導部所属職員により、隔月で児童についての情報交換を行い、「いじめ防止対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は、臨時委員会の招集を求める。毎月、市教委にも報告し、必要な事例と判断された場合には、児童相談所や三島警察署・生活安全課の少年サポートセンターなどとも連携をして対処する。

ウ 「生徒指導情報交換」

・ 職員会議や週2回の打ち合わせの中で、該当する児童の、現状や指導についての情報交換及び、対応についての話し合いを行う。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動

- ・すべての児童が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり
- ・規律正しい生活・・・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等

(イ) 「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・地域の特色を生かした学校行事を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする。
- ・児童会行事やペア学年活動における異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

イ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(ア) 人間関係づくり

- ・人間関係づくりプログラムを実施したり、児童会活動としてよりよい人間関係づくりを推進したりする。道徳の授業を充実させる。
- ・体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実を図る。

(イ) 人権教育の推進

- ・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。
- ・教職員自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気をつける。
- ・感染症について理解を深めるよう「新型コロナウィルス感染症の予防（文部科学省）」等の資料を活用し、全校指導をする。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見に努める

(ア) 全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことによって小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。

(イ) 定期的に実施する学年部会や生徒指導部会で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席したり、遅刻や欠席が多かつたりする児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。

(ウ) 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたらすとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(エ) 年4回の「学校生活に関するアンケート」と年2回の教育相談により、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ解消率100%の学校づくりを目指す。

(オ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

イ いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下の全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

(イ) 児童と教職員の信頼関係のもと、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、事態の前後の状況を把握した上で、毅然とした態度で指導にあたる。

- (ウ) 傍観者の立場にいる児童に対して「いじめているのと同様である」ということを指導する。
- (エ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力して解決にあたる。
- (オ) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (カ) いじめ解決の取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- (キ) いじめの事実確認や指導等の対応を確実に行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

ウ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決を図ろうとしない。
- (イ) 「生徒指導部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- (ウ) 病気や感染症に関する詳細の情報を外部に公表せず、「体調不良」とする。
- (エ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、三島市青少年相談室のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企画、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。また、触法行為が見られた場合は、警察等の関係機関と連携していく。
- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
 - ア 学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - イ 学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - イ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- (4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ア 調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）
 - イ 関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ 調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。

(5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4 その他

- (1) いじめ対応マニュアル
- (2) いじめ防止対策基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

- (3) いじめ防止対策の年間計画

	いじめ防止対策委員会の取り組み	その他、全教職員等での取り組み
1 学期	<p>【5月】いじめ等問題行動に対する基本方針の検討</p> <p>【5月】いじめ未然防止への取り組み内容検討（教員がすること、児童がすること、家庭への協力）</p> <p>【8月】夏休み前までの取り組みの反省と夏休み明け以降の取り組みの検討</p> <p>※必要に応じていじめ防止対策委員会の開催</p> <p>※年3回で「生活アンケート」の実施</p>	<p>【4月】関係機関の担当者の把握（生徒指導主任）</p> <p>【4月】保護者全員面談の実施（担任）</p> <p>【5月】教育相談週間の取り組み内容およびアンケートの検討（生徒指導部）と実施（担任）</p> <p>【6,7月】保護者全員面談の実施（担任）</p> <p>【9月】夏休み中の児童の様子について情報交換（生徒指導部会・職員会議）</p>
2 学期	<p>【12月】冬休み前までの取り組みの反省と冬休み明け以降の取り組みの検討</p> <p>【2月】今年度の取り組みの反省と来年度の取り組みの検討と修正</p> <p>※必要に応じていじめ防止対策委員会の開催</p>	<p>【10,11月】教育相談週間の取り組み内容および生活アンケートの検討（生徒指導部）と実施（担任）</p> <p>【10月】生活アンケートの集計と対策（生徒指導部・職員会議）</p> <p>【12月】保護者希望面談の実施（担任）</p> <p>【1,2,3月】冬休み中の児童の様子について情報交換（職員会議）</p>
継続的取組	<ul style="list-style-type: none">・職員会議で児童についての情報交換・月例報告（問題行動・不登校・いじめ）・道徳教育の充実・児童の一日の振り返りや学校生活向上のための話合い（児童会・学級活動）・みしまG i g a s c h o o l 「心の相談フォーム」	

(4) 関係機関・相談窓口等

資料 教育相談窓口(R 4 三島市教育委員会)

学校・家庭・地域等での悩み

子ども・保護者の教育相談窓口等

【関係機関】

三島市教育委員会

055-983-2671

【三島市立小中学校】

東 小 : 975-0110	佐野小 : 993-3310	錦田中 : 975-1093
西 小 : 975-0416	中郷小 : 977-1052	南 中 : 975-0980
南 小 : 975-0225	沢地小 : 986-9433	北 中 : 986-0684
北 小 : 986-0512	向山小 : 971-0707	中郷中 : 977-1144
錦田小 : 975-0042	北上小 : 987-4646	北上中 : 986-8766
徳倉小 : 986-0180	山田小 : 973-0131	中郷西中 : 977-4707
坂 小 : 971-1231	長伏小 : 977-2424	山田中 : 981-2474

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番（法務省）	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談（三島市小・中学校）	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談 ※電話の他、WEB相談申込も可能です。 右に申込用QRコードを掲載します。	055-983-0886 
沼津地区少年サポートセンタ 一三島分室（三島警察署）	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話（東部健康福祉センター）	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562

【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/
携帯サイト	http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/